６文科高第２４７号
令和６年５月 22 日

国立大学法人東北大学長　殿

文 部 科 学 大 臣
盛 山　 正 仁

国立大学法人における会計監査人の選任について（通知）

国立大学法人法（平成１５年法律第１１２号）第３５条の２において準用する独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号　以下「準用通則法」という。）第４０条の規定に基づき、貴法人の会計監査人として有限責任監査法人トーマツを選任したので通知する。

なお、任期は準用通則法第４２条に定める時までとする。